

予定価格を事前公表することのメリット及びデメリット並びに長岡市が事前公表を行っていない理由について

1 事前公表に関する国の指針

予定価格については、入札前に公表すると、適切な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注する事態が生じるなど、建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じかねないこと等から、原則として事後公表とする。

○出典：『発注関係事務の運用に関する指針』（別紙1）

（平成27年1月30日 公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議）

2 事前公表のメリット

ア 利害関係者等からの働きかけから職員を守ることができる。

イ 全ての応札者が予定価格を超える入札を行うことによる再入札又は取りやめ案件の発生件数を抑えることができる。

3 事前公表のデメリット

ア 事前公表の価格が目安となって、適正な競争が行われにくくなる。

イ 建設業者の見積努力を損なわせる。

ウ 談合が一層容易に行われる可能性がある。

エ 平成31年2月14日に最低制限価格の算定式を公表したため、おおむね全ての案件が最低制限価格と同額の入札による抽選落札となる可能性が高い。

4 長岡市が事前公表を行っていない理由

国から、事前公表の弊害を踏まえた取りやめの対応要請があったため、予定価格の公表方法の取り扱いを平成21年9月から事後公表に変更した。

○出典：『公共工事の入札及び契約の適正化の推進について』（別紙2）

（平成20年3月31日 国土交通省大臣官房建設流通政策審議官（国総入企第35号））

発注関係事務の運用に関する指針

平成 27 年 1 月 30 日

公共工事の品質確保の促進に関する
関係省庁連絡会議

確保の状況等を考慮するなど、競争性の確保に留意しつつ、適切な競争参加資格の設定に努める。

災害発生時に緊急随意契約による応急的な復旧工事の迅速な着手が可能となるよう、平時より災害時の工事実施体制を有する建設業者等と災害協定を締結するなどにより、建設業者を迅速に選定するための必要な措置を講ずるよう努める。

また、暴力団員等がその事業活動を支配している企業、建設業法その他工事に関する諸法令（社会保険等に関する法令を含む。）を遵守しない企業等の不良不適格業者の排除の徹底を図る。

<ダンピング受注の防止、予定価格の事後公表>

ダンピング受注を防止するため、適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定するなどの必要な措置を講じ、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。低入札価格調査制度の実施に当たっては、入札参加者の企業努力によるより低い価格での落札の促進と公共工事の品質の確保の徹底の観点から、落札率（予定価格に対する契約価格の割合をいう。）と工事成績との関係についての調査実績等も踏まえて、適宜、低入札価格調査基準を見直す。なお、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を定めた場合には、当該価格について入札の前には公表しないものとする。

予定価格については、入札前に公表すると、適切な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注する事態が生じるなど、建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じかねないこと等から、原則として事後公表とする。この際、入札前に入札関係職員から予定価格に関する情報等を得て入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、談合等に対する発注者の関与を排除するための措置を徹底する。

なお、地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、予定価格の事前公表を行う場合には、その適否について十分検討するとともに、適切な積算を行わずに入札を行った建設業者がくじ引きの結果により受注するなど、建設業者の技術力や経営力による適正な競争を損ねる弊害が生じないよう適切に取り扱うものとする。弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめ等の適切な措置を講じる。

また、工事の入札に係る申込みの際、入札に参加しようとする者に対して入札金額の内訳書の提出を求め、書類に不備（例えば内訳書の提出者名の誤記、工事件名の誤記、入札金額と内訳書の総額の著しい相違等）がある場合には、原則として当該内訳書を提出した者の入札を無効とする。

(工事の性格等に応じた技術提案の評価内容の設定)

発注者は、発注する工事の内容に照らして必要がないと認める場合を除き、競争に参加しようとする者に対し技術提案を求めるよう努める。¹⁾

参考

1) 「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」(国土交通省)

総行行第 38 号
国総入企第 35 号
平成 20 年 3 月 31 日

各都道府県知事 殿
(市町村担当課、契約担当課扱い)
各政令指定都市市長 殿
(契約担当課扱い)

総務省自治行政局長

国土交通省大臣官房建設流通政策審議官

公共工事の入札及び契約の適正化の推進について

公共工事の入札及び契約の適正化については、従来より「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成 12 年法律第 127 号。以下「入札契約適正化法」という。)に基づき、同法の厳正な運用について要請してきたところです。

また、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成 17 年法律第 18 号。以下「公共工事品質確保法」という。)や公共工事の入札契約を巡る最近の状況を踏まえ、各発注者は公共工事の入札及び契約のより一層の適正化が求められているところです。

これまでの各地方公共団体の取り組みにより、全体としてはその改善が見られるものの、今般の公共工事の各発注者による入札契約適正化法及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成 13 年 3 月 9 日閣議決定。平成 18 年 5 月 23 日一部改正。以下「指針」という。)の措置状況調査の結果(別添参照)によると、同法の義務付け事項のうち一部の地方公共団体においては、未措置事項があるとともに、指針における努力義務事項についても、その実施が不十分な事項が見受けられます。

平成 19 年 9 月 21 日の中央建設業審議会総会の提言においても、地方公共団体を

含め各発注者において、「入札契約制度の改革が進められてきているが、一般競争方式の拡大により、公共調達に関する課題のすべてが解決するものではなく、「価格だけでなく、企業の技術力、施工実績等価格以外の要素も適切に評価する総合評価方式の導入を進めるとともに、工事の態様、規模、発注者の体制等に応じて、適切な調達手段を活用する必要がある」とされています。入札契約制度改革の究極の目的である、価格と品質が総合的に優れた公共調達を実現するため、この提言の趣旨も踏まえ、一般競争入札の拡大と併せた総合評価方式の導入・拡充、その条件整備としての入札ボンドの導入、ダンピング受注の防止等の取組を進めることが求められています。

また、平成20年3月28日、公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議において、別添のとおり、「公共工事の品質確保に関する当面の対策」が決定されたところです。

このため、上記調査結果等を踏まえ、各地方公共団体におかれては、入札契約適正化法における義務付け事項であって未実施のものについては、可及的速やかに措置を講ずるとともに、同法第18条に基づき、各地方公共団体に対し特に必要があると認められる以下の措置を講ずるよう要請します。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村に対しても、入札及び契約のより一層の適正化が進むよう、本要請の周知徹底をお願いします。

1. 一般競争入札の拡大

公共工事の入札及び契約に関し不正の起きにくいものとするためには、手続の透明性・客観性、競争性を向上させる必要があり、また、地方自治法令上一般競争入札が原則とされていることから、下記4.の条件整備を図りつつ、すべての地方公共団体において速やかに一般競争入札の導入・適用範囲の拡大を図るものとする。

2. 総合評価方式の導入・拡充

公共工事品質確保法では、公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならないものとされている。価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の導入を図ることが求められていることから、すべての地方公共団体においてその導入・拡充に努め、対象工事の考え方や年度ごとの実施目標値を設定して着実にその拡大に努めること。

また、次の取組を併せて行うこと。

(1) 特別簡易型総合評価方式等の活用

価格と品質が総合的に優れた調達を実現する観点から、発注者としての体制が不十分な地方公共団体においては、国土交通省で平成19年3月に作成した「地方公共団体向け総合評価実施マニュアル」（平成20年3月改訂（別紙参照））等を参考としつつ、導入が容易な、施工実績・工事成績や地域貢献の実績評価を重視した特別簡易型総合評価方式の活用等により総合評価方式の導入・拡大に努めること。

(2) 総合評価方式に係る意見聴取手続の簡素化等

発注者としての体制が不十分な地方公共団体においては、発注者相互の協力や発注者支援機関の積極的な活用により、総合評価方式の導入・拡充に必要な体制を整備すること。具体的には、小規模市町村等学識経験者を確保できない団体においては、県単位又は複数の地方公共団体が共同で共通委員による意見聴取を行うことができるよう、国・都道府県等から協力・支援を受けることを積極的に検討すること。

なお、総合評価方式を行う場合の学識経験者からの意見聴取手続については、地方自治法施行令を改正し、落札者決定基準を定めるときに意見を聴かなければならないこととし（ただし、当該意見聴取において、落札者を決定するときに変更して学識経験者の意見を聴く必要があるとの意見があった場合には再度の意見聴取が必要。）、現行の手続を大幅に簡素化したところである。

(3) 総合評価方式の結果公表の徹底

総合評価方式の実施に当たっては、発注者による技術提案の審査及び評価の透明性及び公正性の確保が特に求められることから、インターネットの活用等を通じて総合評価方式の結果の公表を徹底すること。

3. ダンピング受注の防止の徹底等

いわゆるダンピング受注は、工事の手抜き、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等、公共工事の品質確保に支障が生じかねないことに加え、公正な取引秩序を歪め、建設業の健全な発達を阻害するおそれがあること、また、施工監督の強化等行政コストの増大を招くおそれがあることから、以下の対策を実施することにより、ダンピング受注の排除を徹底すること。

(1) 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適切な活用

ダンピング受注には上記のような問題があることから、その防止のため低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を適切に導入・活用し、ダンピング受注の排

除を徹底すること。

また、総合評価方式においては、低入札価格調査制度が価格及び品質が総合的に優れた調達を行う総合評価方式の理念に適合することから、その適用について地方自治法施行令第167条の10の2第2項に規定しているところである。したがって、総合評価方式による発注工事についても、低入札価格調査制度及び品質確保等のために一定の価格等を下回る場合には失格とする基準（以下「失格基準」という。）を積極的に活用することにより、ダンピング受注の排除を徹底すること。

なお、低入札価格調査制度の運用に当たっては、施工能力の不十分な企業を適切に排除する観点から、「地方公共団体向け総合評価実施マニュアル」を参考としつつ、それぞれの工事や調査項目を踏まえ、具体的な失格基準の設定に努め、当該基準を満たさない入札を失格とする等厳格な運用を図るものとする。

最低制限価格及び低入札価格調査基準価格（以下「最低制限価格等」という。）については、公共工事の品質の確保、建設業の健全な発達に支障を来たさないよう適切に見直すこと。

さらに、低入札価格調査制度の調査要領の策定及び公表を推進するとともに、調査結果の公表等により、適切な調査の実施と調査結果の有効な活用を図られたいこと。

(2) 低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合の措置

低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合における措置として、工事費内訳書の提出の徹底や工事の重点監督の実施、さらには建設業許可行政庁が行う下請企業を含めた建設業者への立入調査との連携を図るほか、適正な施工への懸念が認められる場合等には、昨今各発注機関において新たに実施されている、配置技術者の増員の義務付け、履行保証割合の引上げ、入札ボンドの活用、前払金支払割合の引下げ等は、適正な施工の確保や受注企業が工事途中で倒産した場合等の損失の軽減を図るために有効な手段であるとともに、これらを入札公告時にあらかじめ示すことにより、経営状態が悪化している企業の排除が図られ、ひいては工事の確実な履行等を図ることができるものであることから、その導入を積極的に進めること。

(3) 予定価格の適切な設定

予定価格の作成に当たっては、市場の実勢等を踏まえた積算に基づく適正な水準とすることが必要であり、いわゆる歩切りによる予定価格の不当な切り下げは厳に慎むこと。

4. 一般競争入札の拡大及び総合評価方式の導入・拡充の条件整備等

上記の一般競争入札及び総合評価方式の導入・拡充を進めるに当たっては、不良・不適格業者の参入、経営力に比した過度な入札参加の増大等の課題や総合評価方式の導入・拡充によって技術提案を審査する発注者の負担の増大に対して適切に対応していくことが非常に重要になることから、例えば、以下のような所要の条件整備を適切に講ずること。

(1) 適切な競争参加資格の設定について

一般競争入札の拡大及び総合評価方式の導入・拡充を進めるに当たっては、適切な競争参加条件（過去の工事実績及び成績、地域要件等）の設定等、必要な条件整備を適切に講ずること。ただし、競争参加条件の設定に当たっては、競争性を十分に確保するように留意するとともに、設定理由の公表に努めるなど、その適正な運用を図ること。

(2) 市場機能を活用した入札ボンドの導入について

一般競争入札の導入により、資金力・施工力に劣る不良・不適格業者の競争参加が懸念されるが、適切な与信枠の設定等の市場機能の活用を通じ、質の高い競争環境を整備する入札ボンドの導入を国の導入状況と連携して進めること。

5. 予定価格等の公表の適正化

予定価格の公表について、地方公共団体は法令上の制約がないことから、各団体において適切と判断する場合には、国と異なり、事前公表を行うことも可能であるが、その価格が目安となって適正な競争が行われにくくなること、建設業者の見積努力を損なわせること、談合が一層容易に行われる可能性があること等の入札前に予定価格を事前公表することによる弊害を踏まえ、予定価格の事前公表の取りやめ等の対応を行うものとする。予定価格の事前公表を行う場合には、その理由を公表すること。

また、最低制限価格等及びこれらを類推させる予定価格の事前公表についても、最低制限価格等と同額での入札による抽選落札を増加させ、適切な積算を行わず入札を行った業者が受注する事態が生じることが特に懸念されることから、最低制限価格等の事前公表を行っている地方公共団体においては、上記弊害を踏まえ、最低制限価格等の事前公表の取りやめ等の対応を行うこと。最低制限価格等の事前公表を行う場合には、その理由を公表すること。